



手続き・申請

【平成31年度】保育施設利用申し込みのご案内

伊奈庁舎こども福祉課 ☎58・2111（内線4203）

平成31年度認可保育施設（保育所（園）、認定こども園（幼稚園部除く）、小規模保育、家庭的保育）の利用申し込みを次のとおり受け付けます。

詳細は、10月1日(月)から配布予定の「平成31年度（2019年度）版つくばみらい市保育施設の利用案内」をご覧ください。

■利用できる基準

認可保育施設の利用は、保護者が仕事や病気、出産、介護などの理由でお子さんを保育できない場合です。

【注意事項】

○利用調整（選考）は、保育の必要性（優先度）の高い順に希望施設の中から利用先を決定します。

○市外の認可保育施設を希望する場合でも、こども福祉課が窓口になります。

■受付期間・場所（4月利用のみ）

▼期間 10月29日(月)～11月11日(月)
※土曜日を除く、午前8時30分～午後5時（ただし、日曜日は正午まで）

▼場所 〓こども福祉課窓口



お知らせ

世代ふれあいの館休館のお知らせ

市社会福祉協議会 ☎57・1770

【休館期間】

平成31年3月5日(火)～9月30日(月)

市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘世代ふれあいの館は、開館から20年が経過し、近年、老朽化による空調設備の不具合が生じています。皆さんが安心・安全に利用できるように、改修工事を実施します。

今回の改修工事は、施設内で実施しますので、利用者の安全確保のため、工事期間中、施設を休館いたします。

ご利用の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

工事完了後の施設予約については、市社会福祉協議会にお問い合わせください。

※11月4日(日)は谷和原庁舎1階ロビーのみで受け付けます。

■提出書類

○つくばみらい市指定様式

「平成31年度（2019年度）版つくばみらい市保育施設の利用案内」をご覧ください。

※配布場所：こども福祉課、谷和原庁舎市民窓口課、保健福祉センター内健康増進課。市HPからもダウンロードできます。



手続き・申請

医療用ウィッグを購入した方へ

健康増進課(保健福祉センター内) ☎25・2100

市では、がん治療を受けている方の社会参加を応援するために、医療用ウィッグの購入費用の一部を助成しています。

▼対象者 〓次のいずれにも該当する方

- ①がん治療の副作用に対処するためにウィッグを購入した方
- ②ウィッグを購入した日から申請日まで、市に住民票がある方
- ▼助成額 〓1万円を上限に1人につき1回限り
- ▼申請期限 〓ウィッグを購入した日の翌日から1年以内

※申請方法など詳しい内容については、お問い合わせください。



手続き・申請

運転免許自主返納を支援します

伊奈庁舎安心安全課 ☎58・2111（内線2504）

市では、運転免許を自主返納した65歳以上の方に、公共交通機関の利用券などを交付する支援を行っています。

▼対象者 〓次のすべてに該当する方

- ①市内に住民票がある方で、運転免許の有効期限内に、都道府県公安委員会にすべての種

県からも補助があります

茨城県では「いばらきがん患者トータルサポート事業」として、医療用ウィッグおよび乳房

補正具を購入した方を対象に、購入費用の補助を行っています。

平成30年4月1日以降にウィッグを購入した方は、この補助を先に申請してください。

詳細は(公社)茨城県看護協会のホームページで確認するか電話でお問い合わせください。
茨城県看護協会 ☎029・222・1219

類の運転免許を自主返納した方

- ② 自主返納したときに満年齢65歳以上の方で、自主返納してから6カ月以内に支援事業を申請した方

▼支援内容 〓支援は1人1回限りです。次の①～③の公共交通機関の利用券および回数券のうち、1万円を上限として選択できます。

- ①デマンド乗合タクシー「みらいくん」の利用券
- ②コミュニティバス「みらい号」の回数券
- ③関東鉄道(株)が運行する路線バスの回数券

▼申請方法 〓都道府県公安委員会から発行された、運転免許の取消し通知書の写し(有料)を持参の上、安心安全課へ申請してください。

【自主返納に関する問い合わせ】
常総警察署 ☎0297・220110
【支援事業に関する問い合わせ】
伊奈庁舎安心安全課 ☎58・2111（内線2504）